

公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札公告(物品調達)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札（物品調達）実施要綱第2条の規定により公告する。

令和8年7月24日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋 藤 了

1 入札の方法

本物品調達は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県物品の製造の請負、買い入れ等に係る競争入札参加等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」という。）第11条第1項に基づく入札参加資格者の決定の取り消し又は同条第3項に基づく資格効力の停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事更生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 都道府県税の滞納がないこと。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (6) 主たる営業所又は営業所等の所在地は、発注概要書に記載のとおりである。
- (7) その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりである。

3 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

公益社団法人秋田県農業公社ホームページからのダウンロードによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に郵送又は持ち込みにより1部提出すること。FAX、メールでの提出も可とするが、入札時に正規書類を提出のこと。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者についての確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 契約条項を示す場所等

①本物品調達に係る実施要綱、仕様書、契約書案、入札心得、の閲覧は、公益社団法人秋田県農業公社ホームページ上による。

②閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 条件付き一般競争入札に関する質問及び回答

質問・回答は、紙面により行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約代金額の10分の1以上の金額とする。（ただし、予定価格500万円未満にあつては、原則として契約保証金を免除する。）なお、納付方法等については、公益社団法人秋田県農業公社物品調達入札心得によるものとする。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 納入物品明細書の提出

納入物品明細書を入札書の提出に併せて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(4) その他

①入札執行回数は、2回までとする。

②開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

ただし、発注概要書に「入札参加者が1者であった場合は、公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札(物品調達)実施要綱第10条第3項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。」旨の記載がある場合は、この限りではない。

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

(3) (2) によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札

候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

(7) 落札者となった者は、都道府県に納付(納入)すべき税に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者がした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他の不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印を欠く入札

(9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札

(10) 納入物品明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された納入物品明細書が次のいずれかに該当する場合における当該納入物品明細書を提出した落札候補者のした入札

①提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの

②件名及びその他記載内容に不備があるもの

(11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 その他

(1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。

(2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(3) 納入期限は、事情により変更することがある。

(4) 落札決定通知日は事情により変更することがある。

(5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県農業公社条件付き一般競争入札(物品調達)実施要綱の定めるところによる。

発 注 概 要 書

1. 入札に付する事項

件 名	羽後3期地区 畜産環境総合整備事業 H第02103号物品調達			
納入場所	秋田県雄勝郡羽後町 地内			
納入物品の概要	品名及び数量	ホイールローダー 1台	仕様等	別紙仕様書による
納入期限	令和9年3月19日			
予定価格	公表しない			
最低制限価格	設定しない			
電子閲覧	該当	公益社団法人秋田県農業公社ホームページによる閲覧		

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

法令等の規定による登録	営業所の所在地	秋田県物品供給業者等登録名簿に登録していること。 本社又は営業所が県南ブロック（仙北・平鹿・雄勝）にあること。
納入実績	納入物品の内容	該当なし
	納入場所	該当なし

3. 入札参加手続き等

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 の 提 出 等	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) イ 納入実績(該当する場合、様式第2号及びその添付書類) ウ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合これを得ていることを証する書類の写し(秋田県物品供給業者等登録名簿に登録されている者は不要)
	提出期日	令和8年8月7日(金) 午後4時まで必着
	提出方法及び提出先	申請書等は公益社団法人秋田県農業公社ホームページよりダウンロードしてください。必要事項を記入の上、郵送、持ち込み又はFAX、メールで提出してください。なお、FAX、メールによる場合は、入札時に正規書類の提出をお願いします。 提出先 〒010-0951 秋田市山王4丁目1番2号 公益社団法人秋田県農業公社 畜産部 施設整備課 ※詳細は末尾記載事項を参照のこと
発注概要書等の閲覧期間		令和8年7月24日(金) から 令和8年8月7日(金) まで

発注概要書等に対する質問期限		令和8年7月29日（水）午後4時まで
発注概要書等に対する回答期限		令和8年7月30日（木）
入札書等の提出		開札日時に指定場所に持参のうえ、開札に立ち会いをお願いします。
納入物品明細書の提出		該当 有 ※「公益社団法人秋田県農業公社物品調達入札心得」に示す「納入物品明細書」を入札書等と一緒に提出してください。
開札予定日時		令和8年8月10日（月） 午前11時 秋田市山王4丁目1番2号 秋田地方総合庁舎 6F 602号会議室
落札者の決定及び通知予定日		令和8年8月12日（水） ※公益社団法人秋田県農業公社物品調達入札心得による
その他	入札参加の辞退	入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないことになったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
	入札執行	入札執行回数は、2回までとする。 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。
入札、発注概要書等に対する問い合わせ先		〒010-0951 秋田市山王4丁目1番2号 公益社団法人秋田県農業公社 畜産部 施設整備課 電話番号 : 018-893-6214 ファクシミリ : 018-895-7210 電子メール : nyusatu@ak-agri.or.jp ホームページ : http://www.ak-agri.or.jp/

4. 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、同規則及び秋田県農業公社条件付き一般競争入札(物品調達)実施要綱の定めるところによる。

5. その他

入札にあたっては、秋田県農業公社物品調達入札心得などを熟知のうえ行うものとする。また、不明な点は上記あてに照会すること。